

見附市告示第59号

見附市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成3年見附市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「おける助成の限度額を一括して交付するものとし、」を「つき1冊を交付するものとし、1冊当たりの枚数は30枚とする。また、」に改め、同条第2号中「あたり」を「当たり」に、「小型タクシー基本料金額に0.9を乗じ10円未満の端数を切捨てた額とし」を「500円とし、」に改め、同条第3号中「栃見地区ハイヤータクシー協会に加盟し又は」を削り、同条第4号中「療育手帳」の次に「又は精神障害者保健福祉手帳」を加える。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（利用券の追加交付）

第5条 市長は、受給者のうち次の各号の一に該当する者に対し、申請に基づいてそれぞれに定める冊数まで追加交付することができるものとする。

- （1） 医師から年間を通じて1か月に2回以上定期的に医療機関に通院している証明を受けた者 2冊
- （2） 人工透析による通院が週2回の者 3冊
- （3） 人工透析による通院が週3回の者 4冊
- （4） 前号に規定する者のうち、常に車椅子を使用している者 6冊

別記第1号様式（その1）（第3条関係）を次のように改める

別記 第1号様式(その1)(第3条関係)

見附市福祉タクシー利用券交付申請書

(宛先)見附市長

申請日 年 月 日
申請者(助成対象者)
住所 見附市 町 丁目 番号
番地

氏名 _____
電()

下記のとおり、タクシー料金の助成対象者に該当しますので、福祉タクシー利用券を交付下さるよう申請します。

記

区 分	障 害 名	
身体障害者手帳	1 級	視覚・上肢・上下肢・下肢・体幹・肢体 心臓・呼吸器・膀胱直腸・小腸・肝臓・免疫 腎臓(透析通院回数 月・週 回)
	2 級	視覚・聴覚・上肢・上下肢・下肢 体幹・肢体・肝臓・免疫
	3 級	上下肢・下肢・体幹・肢体・心臓・腎臓 呼吸器・膀胱直腸・小腸・肝臓・免疫
療育手帳	A	
精神保健福祉手帳	1 級	



自動車税の減免	受けている	受けていない
---------	-------	--------

※該当するところに○をつけてください。

※自動車税の減免を受けている方は該当しません。

別記第2号様式（第3条関係）を次のように改める

別記 第2号様式(第3条関係)

 見附市福祉タクシー利用券綴		交付番号	号
		氏名	
住所		見附市	
手帳番号		第	号
年 月 日発行			
発行者 見附市長 印			
【注意事項】 1. この券は見附市と契約しているタクシー会社に関限り利用できます。 2. この券は心身障害者が乗車される場合、又は心身障害者と共に乗車される場合に限り利用できます。 3. この券を利用する時は、必ず身体障害者手帳、又は療育手帳等を運転手に提示してこの券をお渡ください。 4. 額面以下の利用の場合、釣り銭のお返しは出来ません。 5. この券を他人に譲渡することは出来ません。また利用にあたって不正行為のあった時はその利用料金を徴収し、本券の返還を求めます。 6. この券を紛失した場合には、再発行は致しません。			
 見附市福祉タクシー利用券		交付番号	号
		500 円	
有効期限 年 3月 31日			
発行者 見附市長 印			

表紙・表

表紙・裏

2枚目以降

別記第3号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。